

生徒心得

生徒諸君は、『たかい知性・ゆたかな情操・たくましい心身』の3つの資質の向上を目指し、日々努力精進し、今日よりも充実した明日を送る心構えで、自己の成長をはかってください。

また、本校の校風、伝統は、生徒と教職員の協力のもとにつくられ、高められていくものです。自分が成長する集団を育てるという自覚のもとに『生気があふれる学校・希望に満ちた学校・誇りをもてる学校』の実現を目指してください。

以降に示す内容は、本校で学び、目的を達成する生徒の育成に必要な事項と、本校生徒の一員として守るべき規則を定めたものです。これら心得を熟読し、上記内容の実現に向け、努力してください。

1 勉学

勉学に励むことは、生徒の本分です。学校生活の中心に授業があります。

授業中は真剣な態度で、全力を注いでください。そして家庭では自らすすんで勉学に励み、一層その成果をあげてください。

- (1) 授業等で理解できないところは、積極的に質問し、解決しておく。辞典類、参考書などは十分活用する。
- (2) 家庭での予習・復習を大切にし、授業にのぞむ。
- (3) 図書館を大いに利用する。図書の間覧・貸出規定は別に設ける。
- (4) 学校生活の中で、勉学のさまたげになる遊戯具類、不要のものを持ち込まない。

2 礼儀

高校生としてふさわしい言葉遣いやマナーで人に接するように心がける。

- (1) 来校者や本校教職員、級友に対して明るい態度で挨拶する。
- (2) 日頃から時と場に応じた言葉遣いに留意する。
- (3) 始業・終業の礼は、全員起立して行う。

3 考査

考査は日ごろの学習のまとめであるとともに次の学習への出発点です。考査結果は自己の努力に対する評価であり、謙虚に反省して、次の学習に生かし、学力の向上につとめてください。

次に考査を受ける心得を紹介します。

- (1) 指定された座席につき、机上には考査に必要な筆記用具以外のものを置かない。
- (2) 消しゴム等、考査時間中の物品の貸借はしない。
- (3) 考査時間終了まで離席、退室しない。
- (4) 病気、その他支障が生じたときは、監督の先生に申し出てその指示にしたがう。
- (5) その他「定期考査留意事項」を熟読する。

4 出欠席など

欠席・遅刻・早退・欠課などをするときには、次の規定を守り、届出や連絡等を确实、迅速にする。

(1) 欠席

- ① 事前にわかっている場合は、生徒手帳諸届欄に必要事項を記入し、HR担任に申し出る。
- ② 当日に欠席するときには、午前8時25分までに、保護者等が学校に連絡する。

- ③ あんしんメールによる欠席遅刻届の登録は、当日午前8時20分までに、保護者等が行う。
- ④ 考査を欠席する場合は別途指示に従う。

(2) 遅刻

始業時刻以後に登校した場合は、教員室で「入室許可証」により許可を受けたから教室に行き、担当の先生に提出する。

(3) 早退・欠課

- ① 事前にわかっている場合は、生徒手帳諸届欄に必要事項を記入し、HR担任に申し出る。
- ② 登校後、早退の必要が生じた場合は、HR担任に申し出て許可を得、生徒手帳諸届欄または、早退許可証に必要事項を記入の上、押印を受け下校する。
なお、帰宅（目的地に到着）後は直ちに保護者等が学校に電話連絡する。

(4) 忌引

親族等に不幸が生じたときは、授業日、授業日外を問わず、学校に届ける。

忌引き日数は次のとおりである。

父母	7日以内
祖父母、兄弟姉妹	3日以内
曾祖父母、伯叔父母	1日以内
父母の法要	1日以内

(5) ラーケーションの日

生徒手帳の諸届欄またはあんしんメールにより1か月前から1週間前までの期間に届け出る。

5 登下校

通学には、制服を着用し、生徒手帳を携帯する。

- (1) 交通安全には十分気をつけ、交通ルール、マナーを守り、事故防止に細心の注意を払う。
- (2) 登校は原則として午前7時45分以降とし、始業5分前までに登校するように心がける。
- (3) 登下校は、徒歩・自転車・公共交通機関を利用する。
自転車通学を希望する生徒は、所定の「自転車通学届」をHR担任を通じて生徒指導部に提出し、次の事項を守ること。
 - ア 雨雪の日は、必ず雨ガッパ上下を使用し、傘さし運転しない。
 - イ 防犯登録をする。
 - ウ 学校指定のステッカーを付ける。
 - エ 自転車は校内指定の場所に整然と納め施錠しておく。
 - オ 自転車の整備、点検に努める。
 - カ 条例により自転車保険に加入しなければならない。
- (4) 登校後にやむをえない理由で校外に出るときは、HR担任を通じて所定の「外出許可書」の交付を受け、帰校後はすぐにHR担任に返却する。
- (5) 下校時刻は次のとおりである。
月曜～金曜 午後6時30分まで
- (6) 長期休業中の登校は、別に定める。
- (7) 台風時における登校
登校する以前に、名古屋气象台から「愛知県西部」「尾張東部」のいずれかに暴風（雪）警報が発令されている場合

- ① 始業時刻 2 時間前に警報が解除された場合は、平常通りに授業を行う。
- ② 始業時刻 2 時間前から午前 11 時まで警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経ってから授業を始める。
- ③ 午前 11 時以降警報が解除された場合は、授業を行わない。

上記①、②の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてもよい。ただし、このときはその旨を必ず学校へ連絡すること。

(8) 特別警報が発表された場合について

登校する以前に、名古屋地方気象台から「愛知県西部」「尾張東部」地方に特別警報が発表されている場合は、

- ① 学校での全ての活動を行わず、休業とする。
- ② 特別警報がその日のうちに解除された場合も、学校での全ての活動を行わない。
- ③ 解除後の学校での全ての活動の開始については、学校から生徒に伝える。

上記③の場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。ただし、このときは必ず学校へ連絡する。

登校後に、名古屋地方気象台から「愛知県西部」「尾張東部」地方に特別警報が発表された場合は、全ての活動を中止して校内で待機する。安全が確保されている場合は下校または保護者等への引き渡し等を行うので、緊急時の連絡方法を保護者等と打ち合わせておくこと。

6 南海トラフ地震等大規模地震に関する緊急時の対応

- (1) 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合でも、原則として授業等を行う。
- (2) 大規模地震発生した場合は、原則として授業、学校行事等を行わず、学校から連絡があるまで待機とする。
 - ① 大規模地震発生時は、自身の安全確保を最優先し、避難すること。
 - ② 大規模地震発生後は、必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤルを使用する。

※災害用伝言ダイヤルの録音方法

(携帯電話の番号は利用できない)

1 7 1 → 1 → (****) ** - **** → 録音

ガイダンス ガイダンス 自宅の電話番号等 ガイダンス

- ③ 学校施設や周辺地域の被害が軽微で、十分な安全が確保され、主要交通機関、交通が復旧している場合は、緊急連絡網等により学校から登校日時を伝達する。被害が甚大な場合の休校処置・授業再開の伝達については、災害用伝言ダイヤルを利用する。

※災害用伝言ダイヤルの再生方法

(携帯電話の番号は利用できない)

1 7 1 → 1 → (0 5 6 8) 3 2 - 9 6 3 1 → 録音

ガイダンス ガイダンス 学校の電話番号等 ガイダンス

7 旅行

運賃割引証（学割）の必要な時は、「旅客運賃割引証交付願」を提出する。

8 施設・設備等の使用・取り扱い

学校内の施設・設備・備品等公共物は大切に扱う。

- (1) 校舎、設備、備品等を破損、紛失した場合は、すぐにHR担任等関係の先生を通じて「校舎・校具破損届」を生徒指導部に提出する。
- (2) 火気、電気は担当の先生の許可を得てから使用する。
- (3) 防火設備に関係する物品等にはみだりに手をふれない。

9 生活全般

- (1) 生活全般において、問題行動があった場合は特別な指導となる。
- (2) 無断でのアルバイトは禁止とする。家庭事情等でアルバイトをする必要がある場合は、HR担任を通じて生徒指導部に申し出る。
- (3) SNSは、便利な面がある一方で、様々なトラブルに巻き込まれる危険性がある。本校の使用ルールを守るとはもちろんのこと、普段から情報モラルを意識してSNSを使用すること。
- (4) 四ない運動（原動機付自転車、自動二輪、自動車の免許を取らない、買わない、乗らない、乗せてもらわない）を守ること。
- (5) 登下校の所持品については、次のようにする。
 - ① カバン等は華美にならないものを用いる。
 - ② 生徒手帳を万一紛失した場合は、すぐにHR担任を通じて再発行手続きをする。
 - ③ 多額の現金・貴重品及び授業や特別活動等に不必要な物品を持参しない。
 - ④ 所持品の盗難・紛失や拾得物・遺失物があった場合は、すぐにHR担任を通じて生徒指導部に申し出る。
- (6) 自分自身または家庭等に予測できない事態が生じた時は、直ちに学校に連絡する。
- (7) 住所を変更した場合や保護者等に異動が生じた場合には、直ちにHR担任に申し出る。

10 校則改定の手続き

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 教諭は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒指導委員会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (3) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したとき、生徒や保護者等から意見を聴取し、校務委員会でその内容を議論する。
- (4) 校長は、生徒や保護者等の意見や校務委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

11 服装関係

本校生徒の服装等については、次のように定める。

- (1) 制服
 - ① 着用についての更衣期間はもうけない。ただし、4月・11月～3月の期間の式典に

については、上着（詰襟学生服、ブレザー）を着用すること。

② 制服の変形は認めない。

(2) 靴・靴下・上履き

① 靴は、華美でないものとする。

② 靴下は、華美にならないものとする（色柄物・ルーズソックスは認めない）。ストッキングを使用するときは、肌色または黒色とする。

③ 上履きは、指定のスリッパを用いる。

(3) リボン・ネクタイ

学校指定のものとし、5月から10月の期間は着用しないでよいとする。

(4) シャツ

・白の無地のシャツとし、ボタンは白または透明なものとする。

・首元にボタンがあり、ネクタイ、リボンが着用できるものとする。

・シャツは出して着用しない。

(5) ポロシャツ

学校指定のものとする。

(6) ベスト・セーター

・学校指定のものとする。

※旧制服を着用の生徒

・ベスト・カーディガン・セーターの色は黒・紺の単色とする。

・中間着として着用すること。

(7) ベスト・セーター以外の防寒具について

上着として、コート・ウインドブレーカー・ダウンなど

小物として、マフラー・手袋・ネックウォーマー・耳当て・ニット帽とする。

① 上着は、実用的で華美でないものとする。

② 耳当て、ニット帽に関しては、無地で装飾のないものとする。

③ また、以下のものは禁止する。

制服からフードを外に出して着用すること

他の中学校・高等学校の校名や校章が入っているもの

(8) 異装許可

健康上の理由などにより、制服が着用できないときは、「異装許可願」をHR担任を通じて、生徒指導部に提出し、許可を受ける。

(9) 頭髪など

① パーマ・カール等いたずらに流行を追う髪形や、不自然な髪形・色は認めない。

髪飾りをする場合は、華美にならないものとする。

② 化粧は認めない。また、指輪、ピアスなどのアクセサリ類の使用は認めない。

—生徒心得 補足—

以上の心得を理解し、有意義な高校生活を送ってください。なお、法律に反する行為や本校のルールを大きく逸脱する行為は、特別指導（訓戒・謹慎等）の対象となります。また、学校教育法施行規則第26条に基づく退学等の懲戒が行われる場合があります。